

(証券コード 9986)

2026年6月5日

株 主 各 位

東京都江東区毛利一丁目19番5号

蔵王産業株式会社

代表取締役社長 沓 澤 孝 則

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.zaohnet.co.jp/ir/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、「IRニュース」の「その他」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」をご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記のウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「蔵王産業」または「コード」に当社証券コード「9986」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月24日（水）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区毛利一丁目19番5号
当本社ビル5階第一会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第70期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
議 案 剰余金の処分の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 書面（郵送）によって議決権を行使された場合の議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。（受付開始時間 午前9時00分）
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 3. ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。

事業報告

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

1. 株式会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や企業の設備投資の持ち直し等を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米国の通商政策の影響や物価動向、期末に顕在化した中東情勢の緊迫化に伴う金融市場の変動など、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のなか、当社は価格競争力のある新商品の積極的な投入、各種展示会への出展のほか、引き続き代理店販売の拡充等に努めてまいりました。

当社の主要顧客である製造業においては、昨今の人材不足における生産性向上の推進を背景に主力商品の販売が総じて増加しました。

また、ビルメンテナンス業界においては、前期に投入した床洗浄機等の新商品が引き続き好調であり、代理店やユーザー向けに講習会を積極的に行った結果、総じて販売が増加しました。

OEM供給によるオリジナル商品（独占販売権付卸売販売）の提案については、インターネット、ホームセンター等、コンシューマー市場でのあらたな販路拡大を図るため、従来からの高圧洗浄機、スチーム洗浄機のほか様々なアイテムを加えながら、市場シェアの拡大に努めてまいりましたが、家庭用リンサーについては、同業他社の市場参入によるシェアの縮小、新機種導入の遅れなどの影響から減収となりました。

アフターサービスについては、定期点検のほか、作業時間の短縮等迅速な対応に注力することで、工賃及びパーツの合計売上が堅調に推移いたしました。

これらの結果、当事業年度における当社の売上高は、8,757百万円（前期比3.6%増）、経常利益は1,042百万円（前期比12.2%増）、当期純利益は718百万円（前期比16.6%増）となりました。

また、品目別の販売状況は、以下のとおりであります。

「清掃機器」については、搭乗式大型清掃機等の販売が堅調に推移したこと等から、1,779百万円（前期比21.1%増）となりました。

「洗浄機器」については、コンシューマー向けの家庭用リンサーの販売が

減少したこと等から、3,839百万円（前期比4.5%減）となりました。

「その他」については、工具及びパーツの販売が堅調に推移したこと等から、3,138百万円（前期比5.9%増）となりました。

（単位：百万円）

区 分 \ 期 別	第 69 期 (2025年 3 月期)		第 70 期 (2026年 3 月期)		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
清 掃 機 器	1,469	17.4%	1,779	20.3%	310	21.1%
洗 浄 機 器	4,018	47.5	3,839	43.9	△178	△4.5
そ の 他	2,961	35.1	3,138	35.8	176	5.9
合 計	8,449	100.0	8,757	100.0	307	3.6

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資総額は、64百万円で、主な内訳は、機械装置24百万円、リース資産11百万円であります。

(3) 対処すべき課題

今後の経済環境につきましては、世界経済は中東情勢の緊張が続く中での資材価格の高騰、米国の通商政策の動向など先行き不透明な状況が続くものと思われます。また、日本経済においては雇用や個人消費の改善などによる経済活動の回復が期待されるものの、不透明な国際情勢によるエネルギーや原材料価格高騰などの影響により、依然として予断を許されない状況が続くものと思われます。

このような状況のなかで当社は、市場ニーズをとらえた新機能、新用途を付した新商品開発を継続するとともに、全国の営業拠点及び販売代理店網を活用して既存顧客への深耕を推進するほか、各種展示会への出展を通じて商品啓蒙にも注力すること等で、新規顧客の獲得に努めてまいります。

OEM供給によるオリジナル商品の販売につきましては、主力商品の認知度をあげるとともに品質強化を図り、新規顧客の獲得に努めてまいります。また、自社ブランド商品の販売を拡充することで収益を安定させ、さらなる業容拡大に努めてまいります。

アフターサービスにつきましても、引き続き、サービス品質の向上、スタッフの技術力向上に努めるほか、推奨見積の提案を勧めることで、顧客重視のサービス体制づくりをより一層推進してまいります。

次世代の経営幹部をはじめ、優秀な人材の確保・育成が当社の永続的な発展には欠かせない要件であると認識しております。今後も、積極的かつ効率的な採用活動を実施するとともに、より一層の社員教育制度の整備等に努めることで、当社としての競争力をさらに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 67 期 (2023年 3 月期)	第 68 期 (2024年 3 月期)	第 69 期 (2025年 3 月期)	第 70 期 (当事業年度) (2026年 3 月期)
売 上 高(百万円)	9,647	9,425	8,449	8,757
経 常 利 益(百万円)	1,406	1,234	929	1,042
当 期 純 利 益(百万円)	1,054	1,017	616	718
1株当たり当期純利益 (円)	184.00	185.73	113.52	132.24
総 資 産(百万円)	15,121	14,801	14,757	15,234
純 資 産(百万円)	13,170	12,796	12,876	13,093
1株当たり純資産額 (円)	2,296.65	2,357.72	2,369.86	2,407.74

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社は主に欧米や中国等の各メーカーから当社仕様で製作させた業務用・産業用・コンシューマー向けの清掃機器・洗浄機器等を輸入し、国内全域で販売することを主たる業務としております。

なお、当社における主要な商品は以下のとおりであります。

区 分	主 要 品 目
清 掃 機 器	動力清掃機、真空掃除機、カーペット清掃機、泥層・氷層除去機
洗 浄 機 器	自動床洗浄機、カーペット洗浄機、カーペット濯ぎ洗い機、 高圧洗浄機、スチーム洗浄機、振動式洗浄機
そ の 他	部品及びメンテナンスサービス、強アルカリイオン電解水生成機、清掃・洗浄機用消耗品及びアクセサリー、水質浄化剤、一般家電製品、その他

(7) 主要な営業所 (2026年 3月31日現在)

本 社	東京都江東区
物流センター及び試験研究室 (営業所)	船橋市潮見町
札幌営業所	石狩市新港西
仙台営業所	仙台市泉区
東京営業所	東京都江東区
横浜営業所	横浜市戸塚区
金沢営業所	金沢市神野
名古屋営業所	春日井市味美白山町
大阪営業所	大阪市東成区
広島営業所	広島市西区
福岡営業所	福岡市東区
その他11営業所、1出張所	

(8) 従業員の状況 (2026年 3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
238名	＋2名	43.8歳	13.6年

(注) 上記のほか、パート社員が9名おります。

(9) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

当社の主力取引銀行は、株式会社三井住友銀行、株式会社千葉銀行、株式会社みずほ銀行及び三井住友信託銀行株式会社ですが、借入金はありません。

(10) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益配分と会社の体質強化のための内部留保との調和を図りながら、5年後の75周年までの配当については、1株当たり100円00銭の安定的な配当を行ってまいります。

なお、当期の配当金につきましては、2025年12月1日に中間配当として1株当たり50円00銭を実施しており、期末配当として1株当たり50円00銭に70周年記念配当5円00銭を加え1株当たり55円00銭とし、年間配当金は1株当たり105円00銭とさせていただく予定であります。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 22,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,438,072株 (自己株式827,928株を除く)
- (3) 株主数 46,585名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	246,700	4.54
株 式 会 社 千 葉 銀 行	230,000	4.23
学 校 法 人 麻 生 塾	230,000	4.23
東 京 美 装 興 業 株 式 会 社	158,400	2.91
土 方 孝 悦	154,900	2.85
蔵 王 産 業 社 員 持 株 会	129,580	2.38
株 式 会 社 ユ シ ロ	120,000	2.21
照 井 雅 夫	89,820	1.65
オ リ ッ ク ス 自 動 車 株 式 会 社	60,000	1.10
ス ー パ ー 工 業 株 式 会 社	50,000	0.92

(注) 持株比率は自己株式(827,928株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は2022年6月24日開催の第66回定時株主総会に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2025年7月8日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月8日付で取締役(社外取締役を除く。)3名に対し自己株式4,940株の処分を行っております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
沓 澤 孝 則	取締役社長（代表取締役）	—
竹 村 洋	常務取締役（商事部担当）	—
御 幡 純 平	常務取締役（企業戦略担当）	—
村 上 正 俊	取 締 役	日豊産業株式会社取締役
会 田 南	取 締 役	—
大 山 邦 子	取 締 役	株式会社カトープレジャーグループ取締役
大 沼 源 吉	常 勤 監 査 役	—
川 添 利 賢	監 査 役	弁護士（川添法律事務所）
宮 崎 雅 俊	監 査 役	公認会計士（みやざき公認会計士事務所）

- (注) 1. 取締役 村上正俊氏、会田南氏及び大山邦子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 川添利賢氏及び宮崎雅俊氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 宮崎雅俊氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 村上正俊氏、会田南氏及び大山邦子氏、監査役 川添利賢氏及び宮崎雅俊氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する限度額まで限定する契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	105,362 (8,250)	65,370 (8,250)	26,890 (－)	13,102 (－)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	15,000 (6,000)	15,000 (6,000)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	120,362 (14,250)	80,370 (14,250)	26,890 (－)	13,102 (－)	9 (5)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬は各事業年度の経常利益から法人税等の税金を控除した金額の約4％を原資の上限としております。業績連動報酬にかかる指標を上記とした理由は、株主との利害関係を共有し、株主重視の意識を高めるため、役員報酬と会社の業績に連動性が高いものと判断したためであります。

なお、役員の人数や特別損益が発生した場合はその金額を考慮して決定しております。

二. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、その割当の際の条件等は「へ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

ホ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第50回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

また、金銭報酬とは別枠で2022年6月24日開催の第66回定時株主総会において、株式報酬の額として年額40百万円以内、株式数の上限を年3万3,000株以内（社外取締役は対象外）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名であります。

監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第50回定時株主総会の決議において年額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

上記の他、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会及び2019年6月26日開催の第63回定時株主総会の決議に基づく、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定額の残高は、次のとおりであります。なお、これらの金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

- ・取締役3名 140,920千円
- ・監査役1名 450千円（うち社外450千円）

ヘ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる役員報酬規程を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の基本報酬は月例の固定報酬とし、担当業務、経験や実績によって決定するものとする。

b. 業績連動報酬等に関する方針

当社の業績連動報酬は金銭報酬とし、社内規程に基づき各事業年度の経常利益に連動して算出するものとする。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限期間を当社の取締役その他取締役会で定める地位を喪失するまでとする譲渡制限付株式を用いた株式報酬とし、対象取締役に對して年額40百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及びこれらに基づき発行又は処分される普通株式の総数は年3万3,000株以内とする。

d. 報酬等の割合に関する方針

当社の役員報酬等は、固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬で構成し、業績連動報酬の固定報酬に対する割合は各事業年度の経常利益から法人税等を控除した利益の約4%前後になるよう設計するものとする。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

当社の固定報酬は毎月定額、業績連動報酬は每期定時株主総会後に支給するものとする。また、非金銭報酬は取締役会決議後に付与するものとする。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社の役員報酬等は、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会からの答申を受け取締役会にて決定するものとする。

ト. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬は、株主総会で決定した報酬等の総額限度内において、報酬委員会に原案を諮問し答申を得たうえで、取締役会にて決定するものとする。なお、報酬委員会は独立社外取締役を委員長とし、代表取締役社長並びに独立社外取締役により構成し、独立社外取締役が過半数を占めるものとする。

チ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	村 上 正 俊	取締役会に13回中12回出席しました。主に経験豊富な企業経営者としての観点からの監督、助言を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	会 田 南	取締役会にすべて出席しました。主に経験豊富な企業経営者としての観点からの監督、助言を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	大 山 邦 子	2025年6月26日就任以降の取締役会10回中9回出席しました。主に経験豊富な企業経営者としての観点からの監督、助言を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	川 添 利 賢	取締役会及び監査役会に13回中12回出席しました。主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
社外監査役	宮 崎 雅 俊	取締役会及び監査役会にすべて出席しました。主に公認会計士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,400千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な書類の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は監査役会の決定により、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配するものは、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な対抗措置は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨て、比率その他については四捨五入しております。

# 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                   | 負 債 の 部             |                   |
|--------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 科 目                | 金 額               | 科 目                 | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>10,836,332</b> | <b>流 動 負 債</b>      | <b>1,081,500</b>  |
| 現金及び預金             | 2,189,750         | 買 掛 金               | 149,820           |
| 受 取 手 形            | 193,603           | 契 約 負 債             | 1,772             |
| 電子記録債権             | 531,450           | リ ー ス 債 務           | 12,977            |
| 売 掛 金              | 1,485,917         | 未 払 金               | 187,229           |
| 有 価 証 券            | 4,694,549         | 未 払 費 用             | 162,702           |
| 商 品                | 1,689,133         | 未 払 法 人 税 等         | 229,673           |
| 前 渡 金              | 7,926             | 賞 与 引 当 金           | 152,282           |
| 前 払 費 用            | 20,945            | 商品保証引当金             | 24,800            |
| そ の 他              | 23,685            | そ の 他               | 160,242           |
| 貸倒引当金              | △630              | <b>固 定 負 債</b>      | <b>1,059,422</b>  |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>4,398,032</b>  | リ ー ス 債 務           | 30,826            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>3,433,577</b>  | 退職給付引当金             | 591,361           |
| 建 物                | 1,164,639         | 再評価に係る繰延税金負債        | 177,475           |
| 構 築 物              | 43,991            | そ の 他               | 259,759           |
| 機 械 装 置            | 50,583            | <b>負 債 合 計</b>      | <b>2,140,922</b>  |
| 車 輛 運 搬 具          | 45,190            | <b>純 資 産 の 部</b>    |                   |
| 工具器具備品             | 9,828             | <b>株 主 資 本</b>      | <b>12,741,116</b> |
| 土 地                | 2,109,653         | 資 本 金               | 2,077,765         |
| 建 設 仮 勘 定          | 9,691             | 資 本 剰 余 金           | 2,416,085         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>99,383</b>     | 資 本 準 備 金           | 2,402,232         |
| ソフトウェア             | 88,514            | その他資本剰余金            | 13,853            |
| 電 話 加 入 権          | 9,219             | <b>利 益 剰 余 金</b>    | <b>9,700,408</b>  |
| ソフトウェア仮勘定          | 1,650             | 利 益 準 備 金           | 402,145           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>865,071</b>    | その他利益剰余金            | 9,298,263         |
| 投資有価証券             | 465,550           | 別 途 積 立 金           | 6,542,200         |
| 出 資 金              | 23,290            | 繰越利益剰余金             | 2,756,063         |
| 繰延税金資産             | 300,790           | <b>自 己 株 式</b>      | <b>△1,453,143</b> |
| そ の 他              | 76,590            | 評価・換算差額等            | 352,326           |
| 貸倒引当金              | △1,150            | その他有価証券評<br>価 差 額 金 | 22,657            |
|                    |                   | 繰延ヘッジ損益             | 3,443             |
|                    |                   | 土地再評価差額金            | 326,224           |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>15,234,365</b> | <b>純 資 産 合 計</b>    | <b>13,093,442</b> |
|                    |                   | <b>負債・純資産合計</b>     | <b>15,234,365</b> |

## 損 益 計 算 書

(自 2025年4月1日)  
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高                 | 8,757,531 |
| 売 上 原 価               | 4,589,984 |
| 売 上 総 利 益             | 4,167,547 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 3,150,788 |
| 営 業 利 益               | 1,016,759 |
| 営 業 外 収 益             |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 25,910    |
| 不 動 産 賃 貸 収 入         | 11,970    |
| そ の 他                 | 2,126     |
| 営 業 外 費 用             |           |
| 為 替 差 損               | 14,165    |
| 経 常 利 益               | 1,042,601 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 1,042,601 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 359,000   |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △35,310   |
| 当 期 純 利 益             | 718,912   |

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年 5 月 20 日

蔵王産業株式会社  
取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

|         |       |   |   |   |   |
|---------|-------|---|---|---|---|
| 代 表 社 員 | 公認会計士 | 神 | 谷 | 善 | 昌 |
| 業務執行社員  |       |   |   |   |   |
| 代 表 社 員 | 公認会計士 | 片 | 井 | 悠 | 太 |
| 業務執行社員  |       |   |   |   |   |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、蔵王産業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、社内監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

|                |      |
|----------------|------|
| 蔵王産業株式会社       | 監査役会 |
| 常勤監査役 大沼源吉     | ⑨    |
| 監査役（社外監査役）川添利賢 | ⑨    |
| 監査役（社外監査役）宮崎雅俊 | ⑨    |

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績等を総合的に勘案して、1株当たり55円といたしたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金50円を含め、1株当たり105円となります。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金 55円 総額 299,093,960円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2026年6月26日

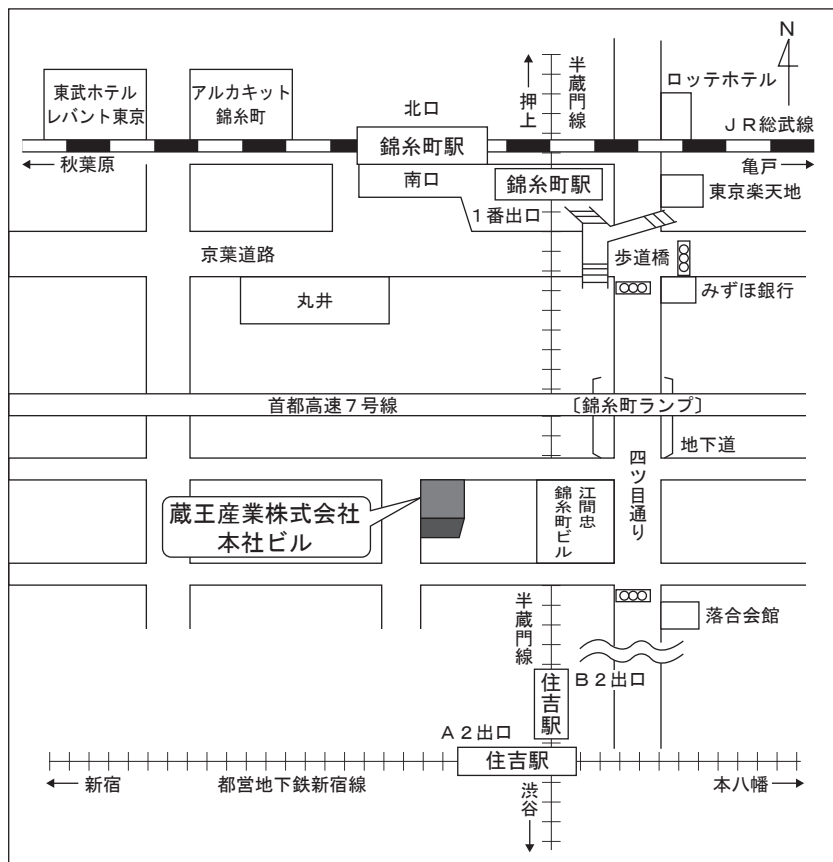
以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都江東区毛利一丁目19番5号

当本社ビル5階第一会議室

電話番号 03 (5600) 0311 (大代表)



## 交通のご案内

◎ JR総武線錦糸町駅南口・東京メトロ半蔵門線錦糸町駅1番出口より徒歩約5分

◎ 都営地下鉄新宿線・東京メトロ半蔵門線住吉駅A2出口またはB2出口より徒歩約7分

\*当日は駐車場をご利用できませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。